

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、避難費用（移動費用・宿泊費）、生活費増加費用、生命・身体的損害、精神的損害及び就労不能損害等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、申立人X2、申立人X3、及び申立人X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 申立書記載の各損害項目（ただし、申立人X1の住宅手当、平成23年10月分の家賃、及び財物損害を除く）

期 間 平成23年3月11日から平成23年11月末日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金712万8404円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、本件に関する損害の仮払補償金として、190万円を支払い済みであることを確認する。

申立人らは、被申立人に対して、既払金190万円について清算義務を負っていること、及び後日財物損害の賠償時等において清算する予定であることを確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月30日

（仲介委員長 服部訓子、仲介委員 山崎司平、同 赤尾太郎）